

○財務省告示第十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年十二月二十日に発行した割引短期国  
債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十四年一月十日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 国庫短期証券（第二百四十六回）  
二 発行の根拠 東日本大震災からの復興のため  
の法律及びその 財源の確保に関する特別措置法  
の条項

（平成二十三年法律第百十七号）  
第六十九条第一項及び特別会計  
に関する法律（平成十九年法律  
第二十三号）第四十六条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適  
用等  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）

四 発行方法

五

募  
方

イ

入札発競争

価格競争

法の決定

の

各申込みの範囲内において各申入札発競争の順位が高い

六

イ

入札発競争

価格競争

行

金額

金額二兆三千五百五億円  
うち東日本大震災からの復興  
のための財源の確保に関する特  
必要な第六十九條第一項の規  
措置法第六十九條第一項の規  
に基き發行した金額で一兆五  
に十億、特別会計関係する基  
千円、特別会計関係する基  
第四十六條第一項の規

ロ

国債市場

特別参加

者・第一

非価格競争

行

入札発競争

金額

特別会計に関する法律第四十六  
條第一項の規定に基づき發行し  
た第一項の規定に基づき發行し  
た金額は、発行した金額で八千  
金、特別会計関係する基  
特別参加者・第一

七

イ

入札発競争

価格競争

行

金額

十二兆三千四百八十億三千六百九  
金額は、発行した金額で八千五  
特別会計に関する法律第四十六  
條第一項の規定に基づき發行し  
た金額は、発行した金額で八千

十六	十五	十四	十三		十二					十	十一		九	八		
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還期限	争入札発	非入札発	者格第I	特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	発行価格	振替単位	最低額面金	国債市場
平成二十三年十二月二十日	財務大臣から通知を受けた者			日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。				額面金額百円につき九十九円八	募集価格	十銭四厘以上	額面金額百円につき九十九円八	千万円		円千四百九十二億四千三百十三万
					平成二十四年十二月二十日					額面金額百円につき九十九円八		す。整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面金	振替法の規定による振替口座簿		